

令和3年6月三田市議会定例会(第361回)における予算案
(最終日追加分)

予算案説明資料
令和3年6月24日
経営管理部財務室財政課
電話 559-5018(内線2130)

総合支援資金(※社会福祉協議会が実施する特例貸付)の再貸付が終了した生活困窮世帯等に対し、新たな就労や生活保護受給に結び付け自立支援につなげるため、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。

令和3年度 一般会計補正予算(案)(第5号)……議案第57号

歳入歳出予算補正

(1) 補正額及び補正後の予算

(補正前の額) (補正額) (補正後の額)
40,700,314千円 + 35,238千円 = 40,735,552千円

(2) 歳入歳出予算補正の内訳

[千円]

内 容	補正額	財源の内訳			
		国県支出金	地方債	財調基金	一般財源
6月追加補正 施策的事業	35,238	35,238	0	0	0
合 計	35,238	35,238	0	0	0

(3) 歳出補正の内容

◆ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業<P6 社会福祉総務費>

35,238千円

<生活支援課>

[国 35,238]

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、総合支援資金の再貸付を終了した世帯または不承認とされた世帯等に対して、新たな就労による自立を支援するため、また、それが困難な場合には円滑な生活保護の受給につなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するもの。

・支給対象および対象世帯数(見込)

総合支援資金の再貸付を終了した世帯または不承認とされた世帯等 130世帯

・支給要件

- ① 申請日の属する月における世帯収入額が市民税均等割非課税となる収入額の1/12及び生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと
- ② 世帯の預貯金の合計額が上記収入要件(※下線部分)の6か月分を超えないこと(ただし、100万円を超えないこと)
- ③ 公共職業安定所に求職申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には生活保護の申請を行うこと。

・支給額および世帯数(見込)

- ① 単身世帯 月額 6万円・36世帯
- ② 2人世帯 月額 8万円・31世帯
- ③ 3人以上世帯 月額10万円・63世帯

・支給期間

7月以降の申請月から3か月(申請受付は8月末まで)

・支援金の内訳

(単位:千円)

区分	月額6万円*3月	月額8万円*3月	月額10万円*3月	
単身世帯 36世帯	6,480	—	—	} 32,820 千円
2人世帯 31世帯	—	7,440	—	
3人以上世帯 63世帯	—	—	18,900	

・支援金の申請受付および支給事務に係る経費

2,418 千円

申請受付等に係る窓口職員配置経費および振込手数料等事務経費

(4) 歳入補正の内容

・ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(10/10)

35,238千円

※本事業に係る国庫補助金等が交付されるまでの間は、財政調整基金等の資金を原資として活用することにより、事業の早期実施と市資金の計画的な運用の両立を図ります。